

国民健康保険事業収支決算状況及び見込み

(単位:千円)

区 分			平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
			予算見込額	決算見込額	決算額	決算額
保険料(税)	医療給付費分	1	1,876,951	3,874,217	3,876,664	3,824,634
	後期高齢者支援金分	2	1,174,448			
	介護納付金分	3	321,405	321,405	309,282	275,729
	合 計		3,372,804	4,195,622	4,185,946	4,100,363
国庫支出金	療養給付費負担金	4	1,384,170	2,044,446	2,049,114	2,006,667
	老人保健医療費負担金	5	59,649	715,793	691,225	770,195
	高額共同事業負担金	6	60,000	61,812	51,612	57,614
	財政調整交付金	7	1,546,596	1,288,830	1,130,108	1,077,950
	特定健診等負担金	8	19,590			
計		3,070,005	4,110,881	3,922,059	3,912,426	
療養給付費交付金		9	997,397	3,324,657	2,940,106	2,611,261
前期高齢者交付金		10	2,569,225			
県支出金	高額共同事業負担金	11	60,000	61,812	51,611	57,614
	財政調整交付金	12	870,410	725,342	524,818	361,689
	特定健診等負担金	13	19,590			
	計		950,000	787,154	576,429	419,303
共同事業交付金		14	1,500,000	1,532,672	897,173	272,235
退職被保険者等に係る老人医療費 拠出金及び前期高齢者交付金相当額		15	443,977			
退職被保険者等に係る後期高齢者 支援金等相当額		16	115,440			
繰入金	保険基盤安定	17	400,885	668,141	694,460	668,140
	職員給与と費等	18	288,924	288,924	254,761	262,490
	出産育児一時金等	19	46,667	43,400	43,267	43,600
	財政安定化支援事業	20	20,000	20,000	20,000	70,000
	その他	21	0	0	0	0
	基金繰入金	22	1	1	1	0
計		756,477	1,020,466	1,012,489	1,044,230	
前年度繰越金		23	796,818	759,501	593,091	549,628
諸収入	延滞金	24	800	800	1,393	3,216
	預金利子	25	1	1	3	0
	返納金	26	600	600	674	40
	第三者納付金	27	20,000	11,000	20,386	30,627
	その他	28	23,000	23,657	21,863	20,433
	計		44,401	36,058	44,319	54,316
歳入合計			14,616,545	15,767,011	14,171,612	12,963,762

区 分			平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	
			予算見込額	決算見込額	決算額	決算額	
総務費	総務管理費		29	188,880	188,314	188,595	200,454
	徴収費		30	53,729	51,765	48,360	49,226
	運営協議会費		31	413	453	168	115
	特別対策事業費		32	51,766	48,402	47,649	47,862
	計			294,788	288,934	284,772	297,657
保 険 給付費	一 般 分	療養給付費	33	7,117,013	5,114,308	4,967,958	4,714,308
		療養費	34	31,909	26,591	25,594	25,425
		高額療養費	35	763,367	596,529	574,422	567,862
		移送費	36	700	0	0	0
		出産育児一時金	37	70,000	76,300	64,900	65,400
		葬祭費	38	5,100	19,440	18,360	17,720
		計		7,988,089	5,833,168	5,651,234	5,390,715
	退 職 分	療養給付費	39	1,099,542	3,331,944	3,029,040	2,760,367
		療養費	40	6,046	16,794	14,422	12,811
		高額療養費	41	71,501	238,339	241,490	247,135
		移送費	42	450	0	0	0
		計		1,177,539	3,587,077	3,284,952	3,020,313
	審査支払手数料		43	36,105	34,929	33,515	32,764
	合 計			9,201,733	9,455,174	8,969,701	8,443,792
後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金		44	1,394,298			
	後期高齢者関係事務費拠出金		45	502			
	計			1,394,800			
前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金		46	0			
	前期高齢者関係事務費拠出金		47	548			
	計			548			
老人保健拠出金	医療費拠出金		48	219,307	2,629,424	2,421,350	2,528,605
	事務費拠出金		49	3,720	44,640	45,299	44,870
	計			223,027	2,674,064	2,466,649	2,573,475
介護納付金		50	734,220	730,590	745,335	726,980	
共同事業拠出金		51	1,758,007	1,656,311	855,744	230,458	
保 健 事業費	保健事業費		52	35,484	77,682	70,617	69,465
	特定健診等事業費		53	109,922			
	計			145,406	77,682	70,617	69,465
諸支出金	一 般 分	還付金	54	8,755	7,744	3,286	4,287
		還付加算金	55	157	116	53	100
		償還金	56	0	77,291	14,772	24,280
		被保険者還付金	57	300	300	0	55
	退 職 分	還付金	58	433	1,444	1,033	15
		還付加算金	59	17	58	21	0
		償還金	60	0	0	0	0
計			9,662	86,953	19,165	28,737	
予備費		61	0	0	0	0	
基金積立金		62	130	485	128	107	
歳出合計			13,762,321	14,970,193	13,412,111	12,370,671	
累積繰越額			854,224	796,818	759,501	593,091	
単年度収支			57,406	37,317	166,410	43,463	

米子市国民健康保険料(税)収納状況(見込)

資料 2

【単位:円】

区 分		平成19年度(見込)		平成18年度	平成17年度	新米子市	旧米子市分のみ
		見込額	前年度対比			旧米子市	旧米子市
						平成16年度	平成15年度
調定額(A)	現年度分	4,454,848,112	100.07%	4,451,731,900	4,382,352,500	4,133,888,200	4,069,868,000
	滞納繰越分	1,148,939,264	96.75%	1,187,583,222	1,206,820,183	1,048,900,395	924,005,107
	合計	5,603,787,376	99.37%	5,639,315,122	5,589,172,683	5,182,788,595	4,993,873,107
収入額(B)	現年度分	3,987,089,061	100.29%	3,975,637,880	3,889,527,352	3,641,597,871	3,581,176,012
	滞納繰越分	208,532,476	99.17%	210,270,444	210,835,914	166,269,255	157,466,664
	合計	4,195,621,537	100.23%	4,185,908,324	4,100,363,266	3,807,867,126	3,738,642,676
収入未済額 (A) - (B) (C)	現年度分	467,759,052	98.25%	476,094,020	492,825,148	492,290,329	488,691,988
	滞納繰越分	940,406,788	96.22%	977,312,778	995,984,269	882,631,140	766,538,443
	合計	1,408,165,839	96.89%	1,453,406,798	1,488,809,417	1,374,921,469	1,255,230,431
不納欠損額 (D)	現年度分	500,000	85.08%	587,700	417,400	1,033,700	966,896
	滞納繰越分	280,000,000	97.44%	287,342,187	283,650,105	199,226,034	191,726,440
	合計	280,500,000	97.42%	287,929,887	284,067,505	200,259,734	192,693,336
還付未済額 (E)	現年度分	0	0.00%	233,400	447,000	794,100	287,900
	滞納繰越分	0	0.00%	47,900	25,000	6,500	0
	合計	0	0.00%	281,300	472,000	800,600	287,900
繰越額 (滞納繰越額) (C) - (D) + (E) (F)	現年度分	467,259,052	98.22%	475,739,720	492,854,748	492,050,729	488,012,992
	滞納繰越分	660,406,788	95.71%	690,018,491	712,359,164	683,411,606	574,812,003
	合計	1,127,665,839	96.73%	1,165,758,211	1,205,213,912	1,175,462,335	1,062,824,995
収納率 (B) / (A)	現年度分	89.50%	0.19%	89.31%	88.75%	88.09%	87.99%
	滞納繰越分	18.15%	0.44%	17.71%	17.47%	15.85%	17.04%
	合計	74.87%	0.64%	74.23%	73.36%	73.47%	74.86%

資料 3

1 国民健康保険加入状況(見込)

[単位:人]

年齢階層	国民健康保険被保険者数						住民基本台帳	
	H18.4月末現在		H19.4月末現在		H20年見込数	H19.4月末現在		
0～9	2,500	40,583	2,379	12,272	39,879	40,000	14,643	
10～19	2,699		2,585				14,770	15,216
20～29	3,526		3,272					16,845
30～39	4,015		4,036					21,057
40～49	3,223		3,206	12,837			17,526	
50～59	6,542		6,211				21,904	
60～64	5,362		5,353	7,891			9,722	
65～69	6,301		6,425				8,496	
70～74	6,415		6,412	7,891				
75～	12,860		12,860	13,486			13,486	-
計	53,443		53,365		40,000	149,998		
					国民健康保険世帯見込数	22,640		

2 国民健康保険一般被保険者・退職被保険者数(見込数)

各年4月末

年齢階層	17年	18年	19年		20年(見込)	
	一般	一般	一般	退職	一般	退職
0～2	723	698	647	0	647	0
3～6	1,054	995	954	1	954	1
7～64	23,482	23,006	22,511	2,929	21,862	3,049
65～69	2,435	2,471	2,654	3,771	7,075	0
70～74	4,544	3,842	3,056	3,356	6,412	0
小計	32,238	31,012	29,822	10,057	36,950	3,050
合計	32,238	31,012	39,879		40,000	

● 後期高齢者医療制度創設関係

- ① 後期高齢者医療制度創設に伴い、75歳以上の国民健康保険加入者(被保険者)がすべて後期高齢者医療制度に移行する。
- ② 被保険者見込数が約40,000人、世帯見込数が22,640世帯となる。
- ③ 後期高齢者支援金の創設
- ④ 保険料軽減世帯数が約4,000世帯減少し、約12,000世帯となる。
- ⑤ 後期高齢者医療制度創設に伴い、老人保健制度が廃止となるが、平成19年度会計が平成19年3月～翌年2月までのため、平成20年3月分の老人保健制度に関する予算措置が必要である。
- ⑥ 葬祭費支給対象者の75歳以上の割合が、約75%となる。

区分	No.	平成20年度	平成19年度	
		予算見込額	決算見込額	
歳入		5,455,520	7,302,597	
国民健康保険・医療給付費分	1	1,876,951	3,874,217	
国民健康保険・後期高齢者支援金分	2	1,174,448	0	
療養給付費負担金	4	1,384,170	2,044,446	
老人保健医療費負担金	5	59,649	715,793	
退職被保険者等に係る老人医療費 拠出金及び前期高齢者交付金相当額	15	443,977	0	
退職被保険者等に係る後期高齢者 支援金等相当額	16	115,440	0	
保険基盤安定	17	400,885	668,141	
歳出		1,622,927	2,693,504	
葬祭費	38	5,100	19,440	
後期高齢者支援金	44	1,394,298	0	
後期高齢者関係事務費拠出金	45	502	0	
老人保健医療費拠出金	48	219,307	2,629,424	
老人保健事務費拠出金	49	3,720	44,640	
差引		3,832,593	4,609,093	-776,500

● 前期高齢者(65歳～74歳まで)支援制度創設関係

- ① 退職者医療制度が「前期高齢者支援制度」に移行され、65～74歳までの方が対象となる。被保険者12,800人
- ② 退職者医療制度の対象者が65歳未満となり、対象者3,300人となる。

区分	No.	平成20年度	平成19年度	
		予算見込額	決算見込額	
歳入		3,566,622	3,324,657	
療養給付費交付金	9	997,397	3,324,657	241,965
前期高齢者交付金	10	2,569,225		
歳出		1,178,537	3,588,579	
退職分	療養給付費	39	1,099,542	3,331,944
	療養費	40	6,046	16,794
	高額療養費	41	71,501	238,339
	移送費	42	450	0
前期高齢者納付金	46	0	0	
前期高齢者関係事務費拠出金	47	548	0	
退職分	還付金	58	433	1,444
	還付加算金	59	17	58
	償還金	60	0	0
差引		2,388,085	-263,922	2,124,163

● 特定健診・特定保健指導関係

区分	No.	平成20年度	平成19年度	
		予算見込額	決算見込額	
歳入		39,180	0	39,180
特定健診等負担金(国)	8	19,590	0	
特定健診等負担金(県)	13	19,590	0	
歳出		145,406	77,682	67,724
保健事業費	52	35,484	77,682	
特定健診等事業費	53	109,922	0	
差引		-106,226	-77,682	-28,544

● 70歳～74歳までの医療機関窓口での一部負担割合について

現行、1割負担の方は、平成20年4月から2割負担になることが既に法制化されているが、平成20年4月～平成21年3月までの1年間については、これを凍結し、1割負担とする。ただし、保険者からの保険給付については8割とし、凍結部分の財源については、国が負担する。

区分	窓口負担割合	保険給付割合	国庫負担割合
平成20年4月～21年3月	1割	8割	1割

【平成20年度国民健康保険料の徴収方法の変更】

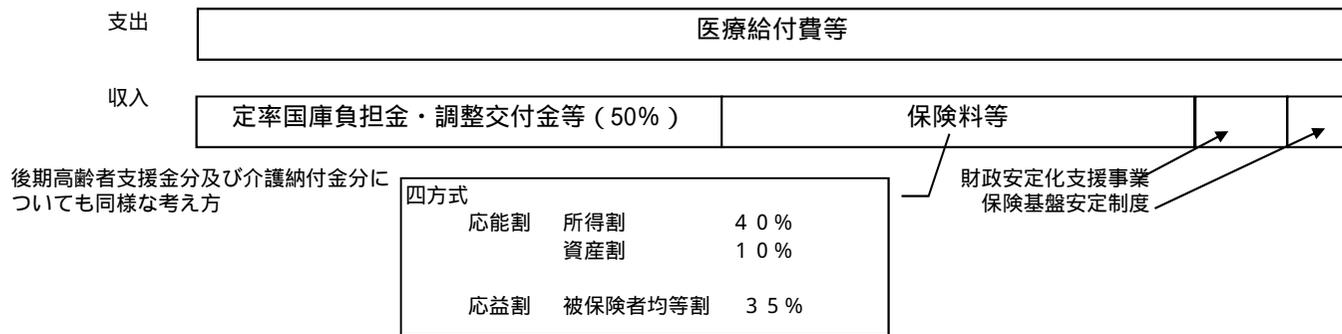
● 普通徴収 平成19年度と同様、7月～2月までの8回での納付。

● 特別徴収 次のいずれかを選択し実施することとなります。

- ① 平成20年4月から実施。4月から隔月で年金から天引き。
- ② 平成20年10月から実施。10月から隔月で年金から天引き。
ただし、7月～9月までの3回は普通徴収とする。

区分		普通徴収の方	特別徴収の方		
			4月実施	10月実施	
平成20年	4月		●		
	5月				
	6月		●		
	7月	○		○	
	8月	○	●	○	
	9月	○		○	
	10月	○	●	●	
	11月	○			
	12月	○	●	●	
	平成21年	1月	○		
		2月	○	●	●
		3月			
4月			●	●	
5月					
6月			●	●	
7月		○			
8月		○	●	●	
9月		○			
10月		○	●	●	
11月		○			
12月		○	●	●	
平成22年	1月	○			
	2月	○	●	●	
	—				

【平成20年度の保険料算定の基本的考え方】



保険料の算定方法

平成20年度以降、保険料を充てる国民健康保険事業に要する費用に、前期高齢者支援金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を含めるようになる。

保険料は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額(40歳から64歳までの方)の合算額となります。

平成19年

基礎賦課額

(療養の給付費等に要する費用見込額 + 老人保健拠出金の納付費用見込額) - (国庫支出金 + 調整交付金など) = 料率設定

賦課限度額 56万円

介護納付金賦課額

40歳から64歳までの被保険者(介護2号被保険者)で、40歳に達した月から賦課がはじまり、65歳に達する月の前月までの介護納付金分を年度で納める。

平成20年

基礎賦課額

(療養の給付費等に要する費用見込額 + 前期高齢者納付金等の納付費用見込額) - (国庫支出金 + 調整交付金など) = 料率設定

後期高齢者支援金等賦課額

(後期高齢者納付金等の納付費用見込額) - (国庫支出金 + 調整交付金など) = 料率設定

賦課限度額 12万円

介護納付金賦課額

40歳から64歳までの被保険者(介護2号被保険者)で、40歳に達した月から賦課がはじまり、65歳に達する月の前月までの介護納付金分を年度で納める。

保険料率

平成20年度の保険料率については、基礎賦課額の料率と後期高齢者支援金等賦課額の料率を合算したものと、平成19年度の基礎賦課額の料率を同じにし、全体として保険料率の見直しは行わない方向で検討する。

ただし、賦課限度額については、政令に基づき基礎賦課額47万円、後期高齢者支援金等賦課額12万円で、合計59万円となり、平成19年度基礎賦課額の56万円より3万円増で検討することとする。また、介護納付金賦課額については、9万円のままとする。

区 分			平成19年度まで ()内は旧淀江町料率	平成20年度から		賦課限度額	
				米子市	旧淀江町		
基礎 賦課 額	応能割	所得割 額	前年中の 所得金額から 算定	前年中の総所得金額から33万円を 控除した額の8.1%(6.7%)	5.67%	4.69%	47万円
		資産割 額	当該年度の 固定資産税 額から算定	当該年度の土地・家屋に係る部分の 固定資産税額の2.6%(26.7%)	18.20%	18.69%	
	応益割	均等割 額	被保険者 1人につき	被保険者1人につき 28,500円(25,500円)	19,950	17,850	
		平等割 額	1世帯につき	1世帯につき 27,000円(21,600円)	18,900	15,120	
後期 高齢 者支 援金 等賦 課額	応能割	所得割 額	前年中の 所得金額から 算定	/	2.43%	2.01%	12万円
		資産割 額	当該年度の 固定資産税 額から算定		7.80%	8.01%	
	応益割	均等割 額	被保険者 1人につき		8,550	7,650	
		平等割 額	1世帯につき		8,100	6,480	
介護 納付 金賦 課額	応能割	所得割 額	前年中の 所得金額から 算定	前年中の総所得金額から33万円を 控除した額の1.95%	料率の変更なし 料率の変更なし 1.95%		9万円
		資産割 額	当該年度の 固定資産税 額から算定	当該年度の土地・家屋に係る部分の 固定資産税額の9.6%	9.60%		
	応益割	均等割 額	被保険者 1人につき	被保険者1人につき 9,200円	9,200		
		平等割 額	1世帯につき	1世帯につき 4,800円	4,800		

【国民健康保険料の徴収方法の具体例】

追加資料 3

平成19年度の保険料(年額) 100,000 円
 平成20年度の保険料(年額) 80,000 円
 平成21年度の保険料(年額) 120,000 円

区分	普通徴収の方の 保険料額(円)	特別徴収の方の保険料額(円)				
		4月実施	10月実施			
平成 20年	4月	16,600	仮算定 平成19年度 保険料 / 6月 = 1回当たり 保険料 100,000円 / 6	普通徴収 平成20年度 保険料 / 6月 = 1回当たり保 険料 80,000円 / 6		
	5月					
	6月	16,600				
	7月	10,000	平成20年 度保険料 80,000円	13,500		
	8月	10,000		13,300		
	9月	10,000		13,300		
	10月	10,000	10,200	本算定 平成20年度 保険料 (80,000 - (16,600 * 3)) / 3	13,300	
	11月	10,000			本算定 平成20年度保 険料 / 6月 = 1 回当たり保険 料 80,000円 / 6	
	12月	10,000	10,000			
	平成 21年	1月	10,000	仮算定 平成20年度 保険料の本算 定の額と同額	仮算定 平成20年度保 険料の本算定 の額と同額	
		2月	10,000			13,300
		3月				
4月		10,000	平成21年 度保険料 120,000円	13,300		
5月				本算定 平成21年度保 険料(120,000 - (13,300 * 3)) / 3		
6月		10,000			13,300	
7月		15,000		平成21年 度保険料 120,000円	本算定 平成21年度保 険料(120,000 - (13,300 * 3)) / 3	
8月		15,000	10,000			13,300
9月		15,000				26,700
10月		15,000	30,000	本算定 平成21年度 保険料 (120,000 - (10,000 * 3)) / 3	本算定 平成21年度保 険料(120,000 - (13,300 * 3)) / 3	
11月		15,000				平成21年 度保険料 120,000円
12月		15,000	30,000			
平成 22年	1月	15,000	本算定 平成21年度 保険料 (120,000 - (10,000 * 3)) / 3	本算定 平成21年度保 険料(120,000 - (13,300 * 3)) / 3		
	2月	15,000			30,000	26,700
	3月					

特別徴収(原則、次の条件を満たす方)

- ・年金給付額が年額18万円以上ある方
- ・介護保険料の特別徴収対象者
- ・介護保険料と国民健康保険料を合算した額が、特別徴収の対象となる年金給付額の1/2に相当する額を下回る方
- ・国民健康保険の加入世帯の世帯主及び被保険者が、すべて65歳~75歳未満である方